

経営事項審査に係る審査基準の改正に伴う取扱いについて（福井県知事許可業者）

1 改正後の基準による経営事項審査の申請受付について

改正後の基準による経営事項審査（新経審）の申請受付は、平成30年4月2日（月）からとします。このため、改正前の基準による経営事項審査（旧経審）の結果通知書を必要とする場合は、平成30年3月30日（金）までに申請してください。

2 改正事項に係る提出書類について

(1) 新たに評価対象となる建設機械（営業用大型ダンプ車）の保有状況に係る提出書類

- ①建設機械保有状況一覧表（従前から保有する建設機械に追加して記載すること）
- ②所有している場合にあつては、建設機械の売買契約書その他所有していることが確認できる書類の写し
- ③リース契約により保有している場合にあつては、当該申請に係る審査基準日から1年7か月以上の契約期間があることが確認できるリース契約書の写し
- ④自動車検査証の写し

新たに評価対象となる営業用（緑ナンバー）大型ダンプ車とは、以下の条件を満たすものです。

- ア 車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上
 - イ 主として経営する事業を建設業として申請・届出し、表示番号の指定を受けている
 - ウ 車検証備考欄の表示番号の後に（建）と記載されている
- ウの車検証への記載については、管轄する運輸支局等への申請・届出が必要です。

(2) その他の改正事項に係る提出書類

なし

3 再審査手続について

(1) 再審査の対象者

再審査申立ての時点で、改正前の申請による経審結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7か月）が残っている者

(2) 再審査申立ての受付期間および手数料

【受付期間】平成30年4月2日（月）から平成30年7月27日（金）まで

【手数料】無料

(3) 再審査申立てに係る提出書類

- ①経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の11）および別紙3…3部（正・副・控）
- ②改正前の申請による経審結果通知書（再審査申立ての時点で有効なもの）の写し
…3部（正・副・控）
- ③改正事項に係る確認書類（上記2参照）…2部（正・控） ※該当なしの場合は不要
- ④返信用封筒（82円切手貼付）…1部

(4) 再審査申立てに係る書類の提出・問合せ先

審査日時等を事前に電話で調整したうえで提出してください。

主な営業所所在地	管轄土木事務所	郵便番号・住所	電話番号
福井市、永平寺町	福井土木事務所 (総務課)	〒910-0853 福井市城東4-28-1	0776-24-5111 (内線320、327)
あわら市、坂井市	三国土木事務所 (総務課)	〒913-0011 坂井市三国町水居17-45	0776-82-1111 (内線410、411)
大野市、勝山市	奥越土木事務所 (総務課)	〒912-0016 大野市友江11-14	0779-66-1221 (内線816)
鯖江市、越前市、 池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 (総務課)	〒915-0882 越前市上太田町42-1-1	0778-23-4966 (内線336、337)
敦賀市、美浜町、 若狭町(旧三方町)	敦賀土木事務所 (総務課)	〒914-0811 敦賀市中央町1-7-36	0770-22-4661 (内線115)
小浜市、高浜町、おおい町、 若狭町(旧上中町)	小浜土木事務所 (総務課)	〒917-0241 小浜市遠敷1-101	0770-56-2103 (内線115、116)

4 平成29・30年度競争入札参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて

既に保有する入札参加資格については、新経審による総合評定値による再審査は行わないこととします。

平成30年5月1日以降の追加申請において使用する総合評定値は、旧経審による総合評定値または新経審による総合評定値のいずれでもよいこととします。ただし、旧経審および新経審のいずれの総合評定値をも有する場合は、新経審による総合評定値によることとします。

福井県以外の発注機関における取扱いについては、各発注機関にお問い合わせください。